

1 計画策定の経過等

国の動き

- H15年7月 **次世代育成支援対策推進法**
 - ・急速な少子化の進行等を踏まえ、子どもが健やかに生まれ育つ環境を整えるために必要な取組について定める。
 - ※H27年度末までの時限立法
 - ※行動計画の策定が義務づけ

- H24年8月 **子ども・子育て支援法**
 - ・教育・保育の見込み量や確保方策及び子育て支援の推進方策などを定める。
 - ※支援計画の策定が義務づけ

- H26年4月 **次世代育成支援対策推進法の改正**
 - ※R7年度末まで10年延長
 - ※保育サービスや子育て支援の推進が子ども・子育て支援事業支援計画に移行することから、行動計画の策定義務は任意化

次世代育成支援行動計画

- H17～21 高知県次世代育成支援行動計画
～こうちこどもプラン（前期計画）～
- H22～26 高知県次世代育成支援行動計画
～こうちこどもプラン（後期計画）～

- H27～R1 高知県次世代育成支援行動計画
～高知家の少子化対策総合プラン（前期計画）～

子ども・子育て支援事業支援計画

- H27～R1 高知県子ども・子育て支援事業支援計画

2 次期計画の策定について

○令和2年度からの次期計画については、**両計画を一体的に策定する。**

- ・子ども・子育て支援事業支援計画と次世代育成支援行動計画は密接に関連しており、総合的な少子化対策として推進する。
- ・国では、両計画の一体的な策定を想定しており、多くの都道府県で一体的に策定している。
- ・計画期間：令和2～6年度（5年間）

3 次期計画の構成

※下線が前回からの追加項目

- 第1章 基本的事項
- 第2章 子ども・子育て支援新制度の概要と県内の子育て支援の状況
- 第3章 具体的な取組
 - 第1節 高知版ネウボラの推進
 - 第2節 幼児期の学校教育・保育の充実
 - 第3節 地域における子育て支援（法定13事業）
 - 第4節 特別な支援を必要とする子どもや家庭への支援
 - 第5節 仕事と家庭生活の両立支援
 - 第6節 ライフステージの各段階に応じた切れ目のない支援
 - 1 誰もが希望する時期に安心して結婚、妊娠・出産、子育てできる社会
出会うの創出、妊娠・出産・子どもの健康のための環境整備等
 - 2 すべての子どもの生きる力を育むことができる社会
子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備等
 - 3 地域社会が一体となり世代を超えて子育てを支え合う社会
子ども等の安全の確保

計画の一体的な策定により、追加する内容